

健康福祉

乳幼児健康診査について

6月に健診対象となるお子さんに通知をしています。日程や会場の変更希望などがあればお問い合わせください。
※4カ月児健康診査および9カ月児健康診査を実施する会場は佐野市保健センターのみとなります

■問合せ 健康増進課
☎(24)5770

後期高齢者歯科健診

肺炎などの疾病につながる口腔機能の低下を予防することにより、後期高齢者の健康の保持・増進、生活の質の向上を図りましょう。

▼期間 6月1日(令和2年2月28日)

▼対象 昭和18年4月1日(19年3月31日)生まれの方

※該当の方には後日受診券を郵送します

▼費用 無料(健診後に治療を行う場合は有料)

▼健診内容 歯牙の状態、口腔清掃状態、歯周組織の状況

▼受診方法 市内の協力医療

機関に電話予約し、受診券と保険証を持って受診してください。

■問合せ いきいき高齢課
☎(20)3021

6月1日～7日は「HIV検査普及週間」です

HIV検査普及週間の一環として、性感染症(HIV・梅毒・性器クラミジア・淋菌)夜間検査を実施します。

▼日時 6月3日(月)午後5時～7時(要予約)

※定期検査は毎週火曜日午後1時～2時実施(要予約)

▼会場 安足健康福祉センター

※HIV検査は、感染機会から12週間以上経過してから検査を受けてください

※検査結果は、HIV・梅毒検査は当日、性器クラミジア・淋菌検査は約10日後に来所したご本人にお知らせします

※検査は匿名で受けられ、原則無料です

■申込・問合せ 同センター
健康対策課感染症予防担当
☎0284(41)5895

6月から始まります！ 令和元年度の

特定健康診査・後期高齢者健康診査・がん検診・歯周疾患検診

5月下旬頃、健診(検診)受診券を一冊にまとめた「健診スタートブック」を、各世帯主あてに該当するご家族全員分を発送します。[後期高齢者医療保険に加入されている方の後期高齢者健康診査受診券は、いきいき高齢課から5月下旬頃に発送します。]

健診スタートブックで詳細を確認のうえ、健診を受けましょう。

※令和元年度の国保人間ドック、後期高齢者人間ドックを受診される方は、特定健康診査・後期高齢者健康診査は受診できません

●**集団健診**…電話またはファックスで年間を通して受け付けます。

▶**申込** = 6月3日(月)から、下記の方法でお申し込みください。

| | |
|------------------------|--|
| ☎(24)5770 ☎(24)5811 | 平日午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜日、祝日、年末年始は休み) |
| FAX(24)5701 | 24時間受け付け可(土・日曜日、祝日、年末年始も可) ※健診スタートブック内のFAX申込票をご利用ください |

●**個別健診**(市内の医療機関で受診)…医療機関一覧表を参考に、直接医療機関にお申込みください。

※特定健康診査の自己負担金額が無料になり、ますます受けやすくなりました(社会保険に加入する方は、社会保険で設定する金額となります)

■**問合せ** = 健康増進課 ☎(24)5770

後期高齢者医療保険加入の方は、いきいき高齢課 ☎(20)3021



令和元年度後期高齢者医療保険制度の保険料について

【令和元年度軽減特例措置の見直しについて】

所得の低い方や元被扶養者の方（後期高齢者医療制度に加入する日の前日に被用者保険の被扶養者であった方）への保険料の軽減特例措置は、平成29年度から世代間・世代内の負担公平等の観点から段階的に見直されています。

●所得の低い方への均等割額軽減特例措置

本来7割軽減のところ特例措置として、平成30年度まで9割軽減、8.5割軽減となっていましたが、9割軽減に該当する方は、基本的に介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給の対象（ただし、被保険者本人や同一世帯の方で、市県民税が課税されている方がいる場合は、対象となりません。）となることから、令和元年度は8割軽減に見直されます。

| | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|---------|
| 軽減割合 | 9割軽減 | 8割軽減 |
| | 8.5割軽減 | 8.5割軽減※ |

※8.5割軽減対象の方は、年金生活者支援給付金の支給対象とならないことなどを踏まえ、激変緩和の観点から、令和元年度は8.5割軽減を据え置きます

●元被扶養者の方への均等割額軽減特例措置

平成30年度は特例措置として、制度の加入期間にかかわらず、均等割額が5割軽減されていましたが、令和元年度以降は制度加入後2年間で5割軽減となります。

●軽減判定所得基準の拡充について

均等割軽減の対象となる世帯（被保険者全員と世帯主）の軽減判定所得基準が拡充され、均等割額5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が27万5千円から28万円に、2割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が50万円から51万円に引き上げられます。

■問合せ＝後期高齢者医療制度について 栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805（代表）
佐野市いきいき高齢課 ☎(20)3021

・年金生活者支給給付金について 日本年金機構 ☎0570(05)1165(ねんきんダイヤル)

市民講座「普通救命講習Ⅰ」

AEDの使い方と心肺蘇生法を身につけて、万一に備えましょう。いざという時、救急車が到着するまでの数分間が大切な命を守るための力となりえます。

▼日時 6月15日(土)午前9時

▼会場 佐野市民病院

A棟5階研修室

▼講師 救急救命士、消防署職員

▼内容 応急手当、AEDを含む心肺蘇生法、気道異物除去法、止血法など

▼定員 20人

▼申込 5月24日(金)午前中まで

に佐野市民病院地域医療連携室 ☎(62)9024

※同病院ホームページからも申し込み可

もしも急病になったら

保険証は必ずお持ちください。大型連休中は市内の医療機関で診療するところもあります。詳しくは各医療機関へお問い合わせください。

●休日・夜間緊急診療所

☎(24)3337
▼診療科目 内科・小児科

外科(軽い症状)※外科は休日のみ

▼診療時間 (休日)午前9時～午後4時30分(正午～午後1時30分は除く)、(夜間)午後7時30分～10時30分

※5月1日(水)・2日(木)の診療科目は午前9時～午後4時30分(正午～午後1時30分は除く)が内科、午後7時30分～10時30分が内科、小児科です

●休日歯科診療所

☎(24)7575

必ず事前に電話でご連絡ください。

▼診療時間 午前9時～正午(日曜、祝日のみ。5月1日(水)・2日(木)は休診)

かかりつけ医を

もちましょ

かかりつけ医は、健康について何でも相談でき、必要時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる存在です。

需要が多い救急医療機関の負担軽減にもつながりますので、日頃からかかりつけ医で受診しましょう。

■問合せ 医療保険課

☎(20)3024

